

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名 5 特別支援教育の充実

施策主管課 教育センター 総合計画記載頁 112ページ

1 施策の位置付け

政策の柱	II 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	政策名 (基本施策名)	9 信頼される学校教育を推進する	政策の達成目標 (基本施策目標)	信頼される学校教育が推進され、児童生徒が、充実した学校生活を送っています。
------	-------------------------	----------------	------------------	---------------------	---------------------------------------

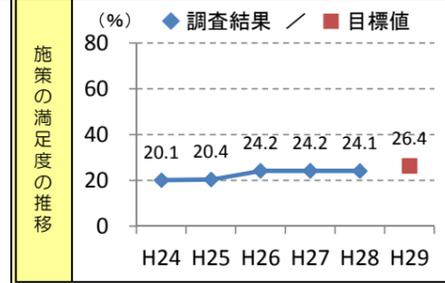
2 施策の取組状況

施策目標 児童生徒一人ひとりが、ニーズに応じた適切な教育的支援を受けています。

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	個別の支援計画を活用して、特別支援教育を実践している学校の割合	単年度目標値	98.0%	98.4%	98.8%	99.2%	99.6%			100.0%	A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	20.1%	20.4%	24.2%	
	現状値	実績値	97.8%	97.8%	98.9%	97.8%	98.9%		目標値(H29)	26.4%	前年度からの増減				0.3pt	3.8pt	±0.0pt	-0.1pt	
	目標値(H29)	単年度の達成度	99.8%	99.4%	100.1%	98.6%	99.3%		③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B
指標2		単年度目標値							【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	現状値	実績値								中核市平均									
	目標値(H29)	単年度の達成度								実績値									
		単年度目標値								中核市での本市の順位									
	現状値	実績値								中核市平均									
	目標値(H29)	単年度の達成度								実績値									

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年7月の中央教育審議会分科会報告において、障がいのある子と障がいのない子ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことや、個別の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な仕組みを整備することなど、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムを構築していくことが示された。</li> <li>平成25年9月、学校教育法施行令が一部改正され、就学先決定にあたっては、児童生徒の障がいの状態はもとより、本人・保護者の意向や学校や地域の状況等を踏まえ総合的な観点から検討することが規定された。</li> <li>平成28年4月、障害による差別の解消の推進に関する法律が施行され、公立の小中学校において、障害を理由とする不当な差別的扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務化された。</li> <li>平成29年3月に新学習指導要領(小学校は平成32年度より全面実施、中学校は平成33年度より全面実施)が公示され、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室を利用する児童生徒に対しては個別の支援計画を作成することが義務化された。</li> <li>※インクルーシブ教育システム・・・障がいのある児童生徒が、自己の能力を最大限に発揮させ、社会参加できるよう、特別支援学級等の多様な学びの場を活用しつつ、障がいのない児童生徒とできる限り共に学ぶことのできる仕組み。</li> <li>※合理的配慮・・・特別な支援が必要な児童生徒の「教育を受ける権利」を確保するために、市や学校が、体制面や財政面で過度の負担にならない範囲内で行う配慮のことであり、教員が行う教材等の工夫から、市が行う施設整備まで様々なことが考えられる。</li> </ul>	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>先駆的な取組である特別支援教室(かがやきルーム)に関する事業については、対象児童生徒やその保護者等から高い評価を得ているが、分からないという回答も半数近くあり、市民満足度は前年度と同水準で推移している。</li> </ul>	総合評価	83点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育に関する教職員研修や教育センター職員による学校訪問指導の実施等により、各小中学校において、個別の支援計画を活用し教職員の共通理解のもと、組織的な対応がなされている。</li> </ul>				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H28 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	特別支援教育事業	○★	特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒及び、宇都宮市立小中学校の教職員	・学校訪問相談の実施 ・かがやきルームでの指導の充実 ・特別支援教育に係る教職員研修の実施	計画どおり	381	H16	先駆的	学校生活適応支援アドバイザー等による学校訪問相談の実施や、かがやきルームの有効活用、特別支援教育の視点を取り入れた授業力向上のための研修の充実などにより学校組織の対応力強化と教職員の指導力向上を図る。
2	就学指導事業	★	障がいのある児童生徒の適正な就学先の決定	宇都宮市立小中学校に入学予定の幼児・児童・生徒、保護者	教育センターにおける就学相談の実施	計画どおり	1,092	H15		合理的配慮に係る指導資料を活用することにより、入学後の合理的配慮の提供も見据えた就学相談を進めていく。さらに、昨年度就学先を決定したケースについて、必要に応じて相談員が学校訪問を行い、児童生徒の適応状況の確認を行うことにより、今後のより適正な就学相談の実施につなげていく。
3	発達支援ネットワーク推進事業【再掲】	○★	関係機関との連携強化	市民及び関係機関・団体	関係機関・団体との連携による支援の推進	計画どおり	540	H20		乳幼児期から就労にわたり、ライフステージに応じた一貫した支援を提供するため、関係機関との連携推進を目的にネットワーク会議を引き続き実施する。また、これまでに作成した障がい理解啓発紙(乳幼児期編・学齢期編)に加え、平成28年度に作成した思春期・青年期編の活用を図り、ライフステージごとの発達障がい理解啓発を推進していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆小中学校における全校体制での特別支援教育の推進のために、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級等の担当教員の特別支援教育に係る指導力の向上や学校の対応力強化のための相談支援体制の充実を図っていく必要がある。</li> <li>◆早期からの一貫した支援のために、より早い段階から保護者が就学について考える機会を設定するとともに、小中一貫教育・地域学校園の取組を軸として、幼稚園や保育所、高等学校や特別支援学校等との連携を強化していく必要がある。</li> <li>◆インクルーシブ教育システムの構築に向けて、多様な教育的ニーズに対応できるように、特別支援教育支援員等の配置やかがやきルームの有効活用など、児童生徒の実態に応じた適切な合理的配慮の提供に努めていく必要がある。</li> <li>◆特別な支援を必要とする児童生徒が、地域の中でより生き生きと生活活躍できるように、保護者や市民への特別支援教育や発達障がいについての理解・啓発を行っていく必要がある。</li> </ul>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別な配慮を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるように、学校生活適応支援アドバイザー等による学校訪問相談や教育センターにおける研修の充実などにより、学校組織の対応力や教職員の指導力の更なる向上を図るとともに、入学後の合理的配慮の提供を見据えた就学相談を進めることにより、特別支援教育を一層推進していく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆特別支援教育事業 児童生徒の教育的ニーズに応じた支援が行えるように、要請のあった学校に対して学校生活適応支援アドバイザー等による学校訪問相談を実施し、学校組織の対応力の強化を図るとともに、特別支援教育の視点を取り入れた授業力向上のための研修の充実等により、教職員の指導力の更なる向上を図っていく。</p> <p>◆発達支援ネットワーク推進事業 障がい児が、ライフステージに応じて一貫した支援が受けられるよう、関係機関等と連携を強化し、発達の支援を推進していく。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆就学指導事業 教育センターにおける就学相談において、合理的配慮に係る指導資料を活用し、入学後の合理的配慮を見据えた就学相談を進めていくとともに、前年度の就学相談において経過観察意見が見つかったケースについて、就学相談員及び学校生活適応支援アドバイザー等が学校訪問を行い、児童生徒の適応状況の把握に努め、今後のより適正な就学相談の実施につなげていく。また、特別な支援を必要とする幼児(年少児・年中児)の保護者が、就学について考える機会を設定するなど、早期からの一貫した支援の更なる充実を図る。</p>